



GM:1720

937

往電第~~982~~号、第1405号及び貴電第3504号に関し、

1. 韓国側口上書については、今般、韓国側が提示越した~~文案~~（冒頭貴電第3504号）において、我が方案（冒頭往電<sup>937</sup>~~982~~号）が、平成3年度の韓国側口上書における問題点として修文した箇所（本件拠出金の拠出先が、大韓赤十字社であることを明確にすること）が、我が方案の趣旨に沿って修文されており、また、右韓国側提示案において、先方が我が方案を修文した箇所については、我が方案の趣旨を変更するものではなく、細部の言い回しに過ぎない点に鑑み、本年度の韓国側口上書は右の韓国側案にて差し支えなく、右につき先方に伝達ありたい。
2. 冒頭往電第1405号の2.（1）において韓国側に対し書面による説明を求めた点（被爆者対策の全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度の拠出金の使用状況）については、本件拠出金の効果的、効率的な管理、使用のため、我が方として口上書及び「書簡」の交換の前に必ず確認する必要があるものであり、引き続き先方に早期の回答を催促すると共に、~~右の回答が得られなければ、本年の拠出手続きを進めることが困難であること、~~<sup>但し</sup>~~我が方として右の点が確認できたならば、~~<sup>速に</sup>早急に拠出手続きを進める意向であることにつき、適宜先方に対し説明ありたい。

（了）